

安保法制採択から1年を経過し、改めて安保法制の運用・適用に反対し、廃止を求める会長声明

昨年9月19日に平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下併せて「安保法制」という。）が強行採決されてから1年が経過した。

安保法制は、自衛隊による集団的自衛権の行使を容認し、後方支援や国連平和維持活動（PKO）における任務を拡大する等、海外での武力行使に至る危険性が極めて高いものであり、日本国憲法前文及び第9条が定める恒久平和主義に反する。また、憲法改正手続を経ずに、閣議決定及び法律の制定によって実質的に憲法を改変しようとするものであり、立憲主義に反するものである。従って、政府は、安保法制を適用・運用すべきではないし、安保法制は、本来廃止されるべきである。これらの問題から、当会は一貫して安保法制に反対し、廃止を求めてきた。

ところが、政府は、安保法制の運用・適用に向けた準備を着々と進めている。

本年9月以降、11月から南スーダンのPKOの交代部隊として派遣される自衛隊の部隊について、安保法制により新たに任務として加えられた「駆け付け警護」や「宿営地の共同防護」の訓練が既に始められている。

南スーダンは、大統領派と副大統領派との間で戦闘が再燃しており、PKO参加5原則の一つである「紛争当事者の停戦合意の成立」がすでに破られているとの指摘もある。そのような状況の中で、「駆け付け警護」等の新たな任務と権限を与えられた自衛隊が派遣されることになれば、自衛隊員による現地住民の殺傷、あるいは自衛隊員が殺傷される事態に至る危険が極めて高くなることは明白である。

憲法違反の安保法制の運用が積み重ねられていくことは、立憲主義や恒久平和主義に対するより深刻な危機であり、絶対に許されるべきではない。

当会は、憲法違反の安保法制の運用が積み重ねられていくことに対して強く反対するとともに、安保法制の廃止を求めて、引き続き市民とともに取り組む決意を改めて表明する。

2016年（平成28年）10月28日

岩手弁護士会

会長 小笠原 基也